

しゅわ ねんきんそうだん じっし 手話による年金相談の実施について

さいたまけんない かくしゃかいほけんじむしょ さいたまちょうかくしょうがいしゃじょうほうせんたー きょうりよく
埼玉県内の各社会保険事務所では、埼玉聴覚障害者情報センターのご協力
しゅわ ねんきんそうだん じっし
のもと、手話による年金相談を実施しています。

◇相談方法等

◇相談は予約制となりますので、あらかじめ「手話による年金相談
もうしこみしょ ひつようじこう
申込書」に必要事項をご記入のうえ、相談希望日の2週間前までに
そうだんきぼうび しゅうかんまえ
埼玉社会保険事務局あて郵送またはファクシミリでお送りください。

◇相談日は休日開庁日(毎月第2土曜日)の午後とさせていただきます。

◇手話通訳者の手配ができない場合は、別の日とさせていただきます
しゅわつうやくしゃ てはい ばあい べつ ひ ばあい
ますので、あらかじめご了承願います。

◇相談日及び時間などは、埼玉聴覚障害者センターと調整のうえ、後日
そうだんび およ じかん さいたまちょうかくしょうがいしゃせんたー ちょうせい ごじつ
ご本人様あてファクシミリまたは文書にてお知らせします。

◇予約申し込み先

さいたましゃかいほけんじむきょく ねんきんか
■埼玉社会保険事務局 年金課

じゅうしょ
■住所 〒330-9507

さいたま市 浦和区 常盤 4-11-5 浦和地方合同庁舎

ふあつくすばんごう
■FAX番号 048-823-4800

手話による年金相談実施のスキーム

